



私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の「保守点検」業務を通じて 地域社会の安心と安全に貢献します！

報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第 44 条第 11 号の罰則です。  
また 違反行為した法人の代表者や従業員にも罰金30万円が科せられます。

「保守点検」業務は 資格者を雇用する業者で！



▲理事長挨拶

◆◆◆ 第 21 回通常総会 ◆◆◆

第 21 回静岡県消防設備保守点検協同組合通常総会を、平成 27 年 5 月 27 日(水)午後 4 時 40 分から静岡市内のホテルセンチュリー静岡で開催しました。

西川理事長は、「今年からは次の更なる段階へと気持ちを新たにし、消防法令に基づいた点検業務を資格者がいない点検資格者不在の業者から、資格者を雇用する有資格業者に取り戻すことに、

全力を注いでいく覚悟です。一昨年(2015)の 12 月 18 日及び年明けの 1 月 17 日の 2 回に渡り消防庁予防課長に直接お会いし、「有資格者に点検させなければならない消防用設備等の点検を、適切な資格(種類及び指定区分)を有しない者に行わせてはならない。」「虚偽報告に起因した火災が発生した場合の責任帰属先については報告義務者である防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者)であり、消防法第 44 条第 11 号による罰則(30 万円以下の罰金又は拘留)が科せられる。」



との明確な文書回答を頂き、昨年 4 月 14 日消防庁告示には、点検者の所属を明確にした「点検者の所属する社名」欄が設けられたことは、皆様ご承知のとおりです。こうした回答を得て、昨年 6 月 12 日及び今年の 2 月 4 日に、国土交通省大臣官房官庁営繕部長に面会し、同部監修の建築保全業務共通仕様書第 6 章防災設備第 2 節消防用設備等に『消防設備一式の保守点検業務委託発注に際しては、法に基づく消防設備士等々の免状の無い無資格者や資格を持たない業者には点検を行わせてはならない。』との業務独占の主旨が徹底されるような記載を要望いたしました。このことにより、資格者を雇用していない業者は再委託を前提にした入札参加資格を得ることが不可能となり、点検する資格者がいない業者の排除が実現できることとなります。今年度中には、再度上京し、改訂作業の進捗状況を確認したいと思っております。有資格業者に点検業務が移行されれば契約が履行できる健全な業者・業界の育成が可能となり、各地域での技術者の育成、組合設立機運が高まり、安心・安全な社会づくりに、貢献できるものと確信しております。



▲小楠 謙



▲県経済産業部佐藤部長代理



▲中央会深井事務局次長



また、組合事業の発展・継続性の観点から、次世代のリーダーとなる概ね 55 歳前後の青年経営者の方々からなる組合青年部を立ち上げ、相互の情報交換、親睦を図りながら、点検技術や資格者（技術者）の人材育成方法の調査・研究等々を行い、健全な業界の発展や組合事業の継続に貢献していただきたいと思います。

平成 27 年度は、この 2 点を中心に組合事業の充実強化を図っていきます。」と今後の抱負を述べました。

当日の総会には、組合員 34 人（委任状 17 人）、共同受注役員等 13 人のほか、小楠県議、静岡県経済産業部（佐藤部長代理）、同危機管理部（花嶋消防保安課長）、中小企業団体中央会（深井事務局次長兼総務部長）の出席を賜り、総会後の懇親会には山田県議、竹内県議、中沢県議、各防災機器メーカー静岡支社長等も交えての有意義なひと時となりました。

総会では、平成 26 年度事業報告や平成 27 年度事業計画、収支予算案、など 9 議案を審議し、満場一致で承認されました。

なお、第 2 号議案理事及び監事の選挙に関する件では、理事長、副理事長、専務理事、理事、監事が全員再任とされました。（任期 2 か年）

\* … \* … \* … \* … \* … \* … \* … \* … \*

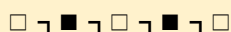
< 第 21 回通常総会議案 >

- 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告,決算諸表等に関する件 . . . . . 承認可決
- 第 2 号議案 理事及び監事の選挙に関する件 . . . . . 承認可決
- 第 3 号議案 平成 27 年度事業計画及び収支予算決定の件 . . . . . 承認可決
- 第 4 号議案 平成 27 年度賦課金徴収方法決定の件 . . . . . 承認可決
- 第 5 号議案 借入金残高の限度額決定の件 . . . . . 承認可決
- 第 6 号議案 新規組合加入者の加入手数料の件 . . . . . 承認可決
- 第 7 号議案 役員報酬決定の件 . . . . . 承認可決
- 第 8 号議案 静岡県消防設備保守点検協同組合  
青年部会規約に関する件 . . . . . 承認可決
- 第 9 号議案 共同受注（幹事会社選定）規約の一部改正に関する件 . 承認可決

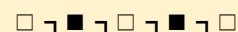
来賓の皆様を交え、同会場にて懇親会を開催しました。  
懇親会は、終始和やかな雰囲気で行われました。



皆様、お忙しい中ご出席下さり、ありがとうございました。



◆◆◆ 会計監査 ◆◆◆



平成 26 年 4 月 23 日(金) 午前 10 時から組合事務所にて、宇式監事、土谷監事による平成 26 年度各種会計帳簿、預金通帳等決算関係書類の監査が行われました。当日は西川理事長、杉山副理事長（総務委員長）が立会いました。



## ◆◆◆ 組合青年部会がスタート ◆◆◆

平成 27 年 5 月 27 日(水)静岡県消防設備保守点検協同組合通常総会で決定した組合青年部会は、7 月 3 日(金)組合事務所に賛同者 13 人が参集し、発足しました。当日、日程の都合で参加できない方を含めると総数 17 人でのスタートとなりました。

若き経営者・後継者たちが集うこの部会には、将来の消防設備点検業務のあり方を見据えた研鑽・交流等々を図りながら、人的ネットワークの確立を通じての様々な問題解決や新たなアイデア創造の場となることが期待されます。

組合青年部会役員	会 長	堀部成信	日興電気通信(株)
	副会長	佐野靖浩	(株)アオイテレテック
	〃	松坂直和	中部防災工業(株)
	監 事	加藤裕介	ニッコウプロセス(株)
	〃	橋詰 歩	セルコ(株)静岡支店



▲組合事務所にて

## ◆◆◆ 平成 27 年度静岡県庁舎消防設備点検業務 ◆◆◆



平成 27 年度静岡県庁舎（本館、東館、西館、別館、青葉駐車場の）消防用設備保守点検業務委託については、「消防法」「消防法施行令」「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等の定めるところにより、各館毎に「機器点検」及び「総合点検及び同時に行う機器点検」をそれぞれ各 1 回の実施とされました。応札に際しては幹事会社を中心に担当組合員との協議を重ね、これまで以上に法令順守に則った法定点検の模範となるよう全力で取り組むことを確認し、その結果、今年度も引き続きの受注となりました。

平成 27 年 4 月 7 日(火) に幹事会社鈴与技研(株)で行われた配分協議では、それらのことを十分に確認しあいながら、各棟の担当組合員が決定されました。

幹事会社・・・鈴与技研(株)

担当組合員 (代表)	}	本館・・・日興電気通信(株)
		東館・・・静岡ニッタン(株)
		西館・・・鈴与技研(株)
		別館・・・セルコ(株)、鈴与技研(株)
		青葉駐車場・・・(株)アオイテレテック



▲鈴与技研にて

東館の点検は 6 月 23 日(火)から始まり、同月 26 日(金)に小田巻検査員長が現地確認検査を実施しました。当日は、9 時 30 分に幹事会社業務責任者の岩田課長（鈴与技研）、担当組合員の鈴木現場責任者（静岡ニッタン）他 5 人の総勢 7 人が本館 1 階管財課前に整列し、横田管財課技師からの作業員確認を受けてから業務が開始されました。



▲本館 1 階管財課前



▲東館地下 1 階 測定機器校正



▲管財課

◆◆◆ 官公需共同受注の留意点 ◆◆◆

官公庁施設は住民の貴重な公有財産であり、その維持管理には万全を期さなければなりません。その維持管理業務委託は厳しい監視・監督体制が執られ、殊に、法令遵守は官公庁組織の性質上からも徹底されております。組合員は法令順守を行動指針に、安全な保守点検に心掛けてください。

事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご担当者様と、日時、手順などについて綿密に打合せを行います。</li> <li>● 施設内の職員や利用者に対し、点検実施予定をお知らせします。</li> </ul>
実施時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点検従事者は、いつでも、資格者証、健康保険証(「自社社員」確認に必要)、点検に必要な器具を提示できるようにしておきます。</li> <li>● ご担当者様には、適正な点検を行っていることのご確認をお願いします。</li> </ul>
終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防用設備が正常監視状態に復元されていることを確認します。</li> <li>● 適正点検実施の証として点検済証(ラベル)を設備に貼ります。</li> <li>● 点検票にて、結果報告します。点検結果報告書の一覧表に記載する点検者は、一つの防火対象物の点検業務に従事した資格者全員記載が義務付けられています。</li> <li>● 不良箇所があった場合は、速やかに改修計画を提案します。</li> <li>● 点検の結果、経年劣化による不具合発生の可能性や補修用部品が入手困難で修理不可などに該当する消防用設備が設置されている場合には、機器リニューアルの計画を提案します。</li> </ul> <p>消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけで良いことになっています。</p>

◆◆◆ 点検結果報告書には社名を記載 ◆◆◆

点 検 者					設 備 名		
住所	浜松市中区〇〇〇			社 名	静岡県消防設備保守点検(協)		消火器
氏名	消防 太郎 〇〇〇 (株)			電話番号	(053) 463-〇〇〇〇		屋内・外消火栓設備
資格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況		スプリンクラー設備
				交付番号	受講地	受講年月	泡消火設備
		甲 ・ 種4類 乙	静岡 都道 府(県)	9年10月20日	静岡 都道 府(県)	23年10月	不活性ガス消火設備
				第 0008 号			ハロゲン化物消火設備
	消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類	特 殊	交付年月日	再講習受講状況		粉末消火設備
				交付番号	受 講 年 月		自動火災報知設備
		第 1 種	第 号	年 月 日	年 月		非常警報器具及び設備
				年 月 日	年 月		避難器具
第 2 種	第 号	13年5月8日	年 月		誘導灯及び誘導標識		
		第 236300555 号	27 年 3 月 (有効期限)		( 漏電火災警報器 )		
						( )	
						( )	

平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 14 号で点検結果報告書に「点検者の所属する社名」を記載することとなりました。組合受注事業では、社名欄には「静岡県消防設備保守点検(協)」とし、氏名欄の氏名の後に所属会社名を、電話番号欄には所属会社の電話番号を記載します。



## ◆◆◆ 受注情報(速報) ◆◆◆

平成 27 年度静岡市・浜松市の両政令市教育委員会消防設備等保守点検業務を受注しました。

1 静岡市教育委員会入札日 6 月 24 日 (公告日 5 月 12 日)

- ・その 1 (幹事会社 鈴与技研(株))
- ・その 2 (幹事会社 セルコ(株))
- ・その 4 (幹事会社 (株)富士消防機商会)

2 浜松市教育委員会入札日 6 月 26 日 (公告日 6 月 4 日)

- ・一括 (幹事会社 セルコ(株))



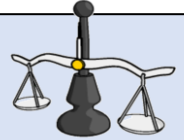
▲6/10 静岡市教委対応協議



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所  
 静岡市葵区馬場町 43-1  
 TEL 054-254-3205  
 FAX 054-253-5009

## ◆◆◆ 組合顧問弁護士の法律メモ ◆◆◆



### ～ 交通事故について (5) ～

またまた交通事故にあった場合に注意すべき点についてお話しします。  
 交通事故にあった場合、賠償金として受け取ることができるものは、治療費、休業補償金(会社を休んだ場合等の給与に相当するもの)、入院や通院に伴う慰謝料、後遺症が残ってしまった場合の後遺障害の慰謝料、逸失利益(後遺症が残った場合の労働能力が低下することになるので、その低下分の賠償)、通院交通費、入院雑費、入院や通院に伴う付添看護費、物損分(車の修理費・洋服代等)等があります。

これらの中から、今回は、入院や通院に伴う付添看護費についてお話しします。

いわゆる付添看護費とは、一人では入院や通院ができない場合、家族等に付き添ってもらった場合、家族等も仕事を休んだりして、本来であれば得られるはずであった給与等が得られなくなることもありますので、一定の金額を補償してもらえらるというものです。因みに、入院に付き添った場合、1日につき6500円、通院に付き添った場合、1日につき3300円が支払われます。

しかし、ここで注意して欲しい点は、加害者側の保険会社は、当然には付添看護費を支払ってはくれない点です。

では、保険会社に支払ってもらうにはどうすればいいのでしょうか。

いくつかの方法がありますが、最も効果的なのは、医師に、入院や通院に付添が必要であるという診断書を作成してもらうことです。

この診断書があれば、加害者側の保険会社も概ね付添看護費を支払ってくれます。

但し、さらに注意して欲しいのは、この診断書を後になってから作成して欲しいと医師に依頼しても、医師は作成してくれないことがあります。

よって、診断書は早めに作成してもらって下さい。もちろん、医学的に見て付添が必要でない場合には、作成してくれませんので、その場合は、作成については諦めるしかありませんが。

仮に、診断書を作成してもらうことを忘れてしまった場合や作成してもらうことができなかった場合には、一切付添看護費は受け取ることができないのかというと必ずしもそうではありません。

年齢、性別、怪我の状態等から見て、付添がなければ、入院や通院ができない状態であるということを証明できれば、受け取ることができます。診断書はあくまでも証明方法の一つに過ぎませんので、診断書がなくても諦めずに請求してみてください。

## ◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

- ・5月1日から(有)遠州消防設備(代表者 神谷正巳 磐田市)が組合員となりました。宜しく願い致します。

## 当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成13年11月16日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。

官公需法第3条で「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められ、毎年6月頃に中小企業者に対する国等の契約の方針が示されます。

特に、平成22年度からは、民営化された独立行政法人等に対しても、可能な限り国等の契約の方針を参考にし、受注機会増大の措置を講ずることとされています。



### 静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿（平成27年6月30日現在）

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	セルコ(株) 本社	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	湖西営業所	宮本 剛	湖西市吉美	053-575-3119
(有)共同設備	高田 寿治	静岡市葵区	054-265-9255	瀧防災	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
静岡ニッタン(株)	鈴木 文三	静岡市駿河区	054-281-2161	中部防災工業(株)	松坂 博史	浜松市北区	053-438-3081
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	(有)豊田消防設備	金原 勝彦	磐田市東貝塚	0538-36-0119
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	中村サービス(有)	中村 哲正	浜松市南区	053-442-1603
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
寺岡設備	寺岡 信行	静岡市駿河区	080-8252-7826	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
日興電気通信(株) 静岡営業所	加藤 裕介	静岡市駿河区	054-266-6762	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
平尾設備	平尾 鍊平	静岡市清水区	054-398-9502	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878				
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	理事長	西川和宏	セルコ(株)	
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副理事長	杉山和幸	鈴与技研(株)	
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	副理事長	堀部莞爾	日興電気通信(株)	
太田防災	太田 濟広	浜松市天竜区	053-925-2814	専務理事	中澤慎作	事務局長兼務	
北沢防災設備(有)	北 沢 昇	浜松市浜北区	053-586-4100	理事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
(株)北島電設	北島 孫六	浜松市東区	053-433-5303	理事	吉川友朗	静岡法律事務所	
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監事	宇式三郎	(株)アオイテレテック	
坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751	監事	土谷直人	ニッセー防災(株)	
				事務局職員	鷲巣節子		